

知る権利ネットワークNEWS

2025年12月号

発行:知る権利ネットワーク関西

連絡先: 〒546-0013 大阪市東住吉区湯里 3-2-10-203 有田具弘気付

Tel 080-5332-3135

Mail shirukenri@jcom.zaq.ne.jp

ホームページ [知る権利ネットワーク関西 \(shirukenri.jp\)](http://知る権利ネットワーク関西(shirukenri.jp))

郵便振替口座:00980-4-79429

会費:(年間)一口 個人 3,000 円 団体 10,000 円



残してもらいたい紙の保険証

知る権利ネットワークニュースでもこれまでに「健康保険証は残してや」と主張してきましたが、紙の健康保険証は12月1日で有効期限が切れてしまいました。マイナンバーカードによる健康保険証登録をしていない人や75歳以上の人などについては、資格確認証が送られてきました。

マイナ保険証のトラブルについて、全国保険医団体連合会（保団連）は11月27日医療機関を対象にした「マイナ保険証利用状況に関わる実態調査」の中間報告を発表しました。それによると9580の医療機関からの回答で、7割の医療機関でトラブルがあったと回答。トラブルの内容でもっとも多いのは、「●（黒丸）がでる」が77%で最も多い。●は氏名の一部が●で表示されるというもので、医療費請求業務などで支障が発生する。資格確認ができず、いったん10割負担が19%で発生し、3403件に上ったという。保団連は、「高齢者など銀行のATMでも対応できない人がいるのに・・・」として、機械操作が複雑なマイナ保険証の場合、何かがあった時のバックアップに従来の保険証を残してほしいと訴えています。

資格確認証は5年有効とされていますが、その後の取り扱いは明確ではないので、この問題と併せて、政府には従来の保険証を残すことを要求していきましょう。

企業選定の疑問、深まるばかり

有田 具弘

2024年7月20日に情報公開請求し、特例延長（注1）になっていた「IR事業用地の液状化対策工事の施工業者及び工事監督・検査業者の選定経緯について、大阪IR株式会社から大阪府に報告のあった資料」の公開決定通知と部分公開決定通知が2025年10月31日付で届いた。11月18日に閲覧して必要な部分のコピーを行ったが、残念ながら企業選定についてどのように進めたのかは、全く明らかにならなかった。公開されたのは、大阪IR株式会社から大阪港湾局長、大阪府・大阪市IR推進局長あてに出された「概算額認定依頼書」及び大阪市がこれを受けて行った「概算額認定書」で、これを見て疑問に思う点を以下記載したい。

1. 認定依頼書の内容

昨年公開請求した時に2024年8月19日付でほんの一部が公開された。それは、大阪IR株式会社から大阪港湾局長、大阪府・大阪市IR推進局長あてに出された「認定依頼書」なる文書で、それによると見積額が、1回目23年9月14日付け地中障害物撤去工事などが合計で16億6868万9千円、2回目24年6月14日付け地盤改良工事費など合計で、195億1862万円である。今回公開されたのは大阪IR株式会社の認定依頼書で、発注予定先である竹中工務店・竹中土木共同企業体や大林組、大成建設がそれぞれ作成した見積書、委託業者通知書、請負業者通知書、工事請負変更契約書である。

2. 大阪市が認定した金額は、認定依頼書のコピーと全く同額

大阪市の概算額認定書は、1回目が2023年9月29日付け、2回目が24年6月24日付けとなっており、審査期間は1回目、2回目ともわずか2週間程度であり、内容の審査は実質上ほとんど行われず、大阪IR株式会社から出された見積額と同額の認定を行ったことになるのではなかろうか。この認定額は大阪市が支出することになる。200億を超える税金からの支出であるから、これは大きな疑問である。

3. 大成建設から前田建設工業に事業者が変わった

公開された認定依頼書ではブロックCは大成建設が発注予定先で地盤改良工事は大成建設が行ったそうであるが、IR本体工事は前田建設工業に変わっている。別に入手した建築計画概要書でも、Cブロックの工事施工者は前田建設工業関西支店となっている。「夢洲カジノに反対する大阪府民の会」Iさんからいただいた情報によると、大阪市会都市経済委員会傍聴の際のIR推進局の発言をもとにして「IR本体工事において、大成建設が降りていて、本体工事は、MGM大阪のカジノ棟が竹中工務店グループ、関西ツーリズムセンター・MUSUBIホテル

が大林組グループ、MICE 施設が前田建設グループ（土地改良工事は大成建設が行いました）が行います。大成建設が前田建設に変わったのは「経済合理性に基づいて」というわけの分からない理由によるものです。」との内容である。地盤改良工事は、本体工事を前提に行われていることは、今回公開された認定依頼書からも読み取れることであり、どのような経過で本体の施工者が変わったのか大きな疑問である。

4. 建築確認から見ると事前着工ではないのか

3. 前田建設工業の項に記載の通り、別に I R 本体工事の建築確認の内容を記した建築計画概要書（注 2）を入手したが、建築確認は各ブロックとも 25 年 3 月 28 日付けとなっている。ところで、地盤改良工事の図面を確認すると、各ブロックとも地盤改良工事は本体工事の建築物を前提に工事が行われていることがわかる。建物部分の基礎工事と整合する地盤改良を行ったことがわかる。次ページの大阪府・大阪市 I R 推進局ホームページ施工図（イメージ）、断面図（イメージ）をみても建築物直下にセメント改良を行うことが示されている。

一般財団法人神奈川県建築安全協会のホームページを見ると

「工事着手に関する重要なお案内をさせていただきます。地盤改良工事は、建築基準法に基づく「工事の着手」に該当する工事となります。したがって、確認済証の交付を受ける前に地盤改良工事をする事は事前着工となりますのでご注意ください。」との記載がある。

今回の I R 本体工事の建築確認は 25 年 3 月 28 日付けであるが、地盤改良工事は、大阪府ホームページでは、23 年 12 月 4 日が着手日となっている。明らかに事前着工ではないのか。大きな疑問だ。

5. 企業選定の疑問深まる

今回の開示資料ではどのように発注予定先の企業が選定されたのかは全くわからなかったが、疑問は深まった。地盤改良工事、地中障害物撤去工事のいずれにも見積要綱書には「積算基準」として、①大阪港土木工事積算基準書、②港湾土木請負工事積算基準、③国土交通省土木工事標準積算基準書、④各工法協会資料を適用するとされている。積算条件にも基本事項として、①～④の設計労務単価や材料単価等を適用することになっている。この工事が、実質上公共工事であることを示していることにはならないだろうか。200 億を超える公共事業を、随意契約で契約することは考えられない。企業選定の疑問は深まるばかりである。

（注 1） 特例延長については、大阪府知事に、審査請求書を提出しているが、現在のところ何の応答もない。

（注 2） 公開された資料と建築計画概要書から、次ページに、I R 工事の一覧表を作成した。

大阪IRプロジェクト計画の内訳

項目	ブロックA	ブロックI	ブロックD	ブロックB	ブロックC	工事監督業務及び工事検査業務委託	合計
工事施行者	大林組			竹中工務店	前田建設工業（←大成建設）	中央復権コンサルタンツ	
認定額1（円）地中障害物撤去工事		301,367,000		1,001,627,000	355,025,000	10,670,000	1,668,689,000
認定額2（円）地盤改良工事		8,226,922,000		5,293,926,000	5,667,244,000	330,528,000	19,518,620,000
用途	ホテル	物販売店舗、車両停車場	エネルギーセンター	ホテル、カジノ施設、劇場、物販店舗、飲食店舗、駐車場	集会場、自動車庫		
敷地面積（㎡）	33,708.75	24,365.20	12,721.42	101,713.11	167,246.41		
建築面積（㎡）	13,463.59	9,563.27	5,548.71	83,743.77	79,165.67		
延べ面積（㎡）	71,616.44	13,451.66	12,095.49	527,320.70	124,967.30		
階数	地上13 地下1	地上2 地下1	地上2 地下1	地上27 地下1	地上4 地下0		
工事着手予定年月日	2025年4月30日	2025年4月30日	2025年4月30日	2025年4月30日	2025年4月30日		
工事完了予定年月日	2030年2月1日	2030年7月31日	2030年7月31日	2030年7月31日	2030年7月31日		

次ページ「IR事業用地の液状化対策工事について」の対策範囲の配置図と比較すると、次のとおりである。

上の表	次ページ配置図
ブロックA ホテル	MUSUBIホテル
ブロックI 物販店舗	関西ツーリズムセンター
ブロックD エネルギーセンター	エネルギーセンター
ブロックB ホテル、カジノ施設等	MGM大阪センター
ブロックC 集会場	MICE施設

2023年12月
大阪府・大阪市IR推進局

※2023年12月時点の計画であり、工事の進捗に応じて今後変更されることがある。

【对策範圍】

株 式 会 社 大 林 組

大成建設株式会社

工事監督・検査業者:

中央復建コンサルタント株式会社

【断面図(イ×ト)】

対策工法：セメント系固化工法

対策面積：約21ha(建物直下)

約255億円

■ I R 全体スケジュール



※工程が最も早く進捗した場合の想定。
※新型コロナウイルス感染症の収束状況、I・R事業の規制上の取扱及びガシノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性事業の対応状況、工事環境等によっては、I事業の工程は1～2年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

情報公開入門編 審査請求

審査請求について相談を受けたので、入門編という感じで審査請求についてまとめてみました。

「審査請求」とは？

審査請求は、公開決定通知書に「教示」として書かれています。大阪府の場合は、「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に審査請求することができます。」と記載されています。要するに非公開などの処分を受けたときに、これは不服であるとして、公開を求めて請求することができることになっているわけです。自治体によっては、とりあえず非公開にしておけば十分に十分な検討もせず「非公開」にしてくることもあるので、これをひっくり返して「公開」にするための手続きが定められているわけですね。

審査請求の大まかな流れ

審査請求のおおまかな流れは、自治体によってフロー図などを示しています。ここでは、大阪市がホームページに掲載しているものを次ページに転載しました。これを見ると、審査請求人は審査請求書を実施機関に提出します。受理すると、通常の場合は実施機関は原処分を維持しますので、審査会に諮問しないといけません。本来速やかに行わないと駄目ですが、最近は自治体によってはここで時間がかかる場合もあります。

審査会が諮問を受理し、実施機関は弁明書（意見書）を審査会に提出します。そうすれば、写しが審査請求人に届くので、その内容に反論する意見書をまとめて、審査会に提出することになります。複数回このようなやり取りを行い、必要があれば口頭意見陳述もできます。審査会はこれらの意見書などを審査し、さらに書類の現物も見たうえで、答申を行います。当初の非公開がひっくり返って、公開となる答申もあります。

答申がでると、実施機関は最終的に答申を尊重して、裁決を行います。

審査請求は、十分、自分でできる

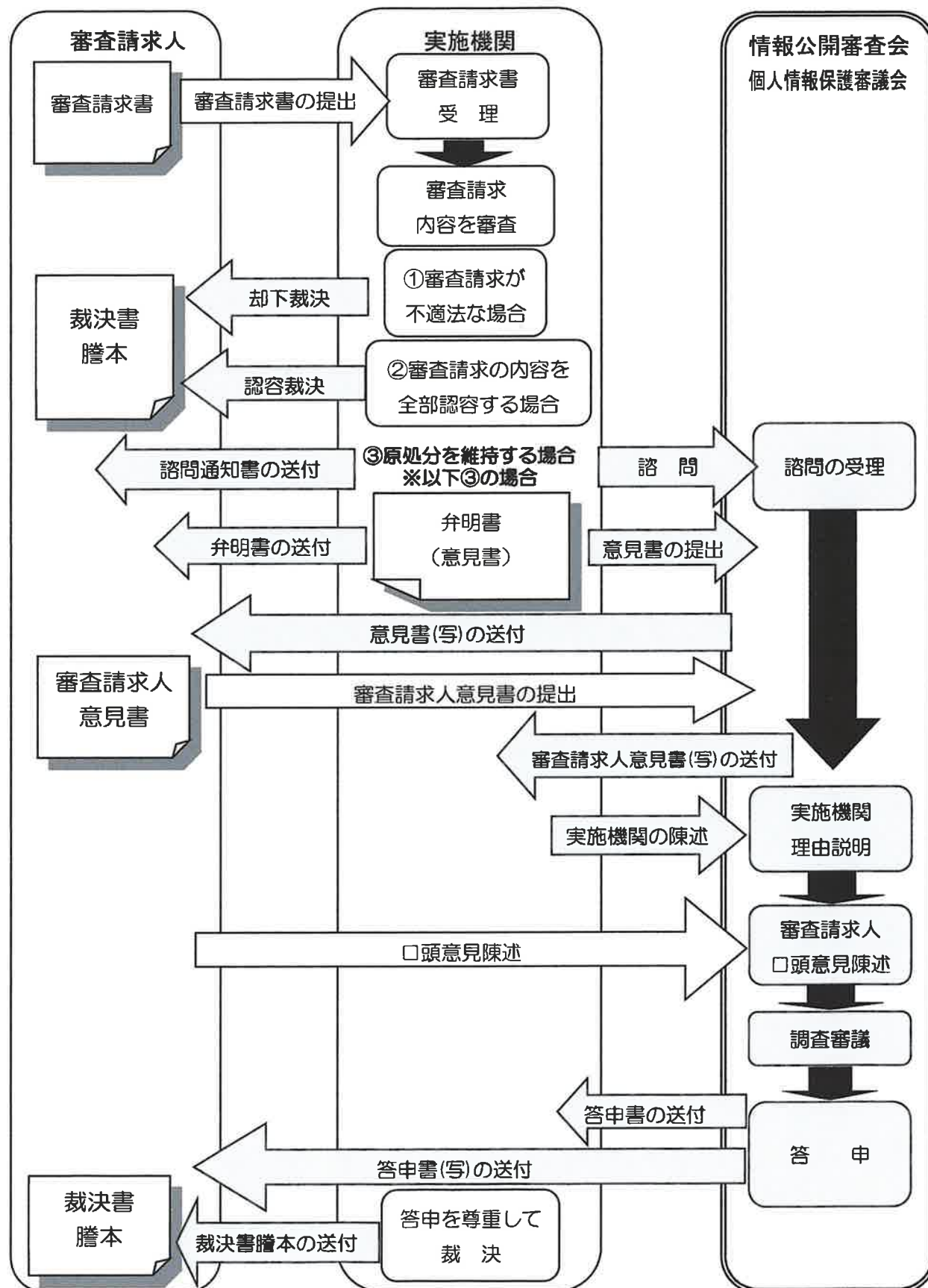
裁判の本人訴訟はかなり難しいですが、審査請求は十分できますので、非公開が不当で納得できない場合は、一度やってみてください。費用もかかりません。

最近は時間がかかり問題

大阪府の条例では、処理期間を諮問から答申まで60日以内、審査請求から裁決までを90日以内とする当初の条例の規定を見直して、実態に合わせるとして「処理日数の規定をはずして、速やかという訓示的な規定にする」という改悪を2023年6月に行いました。

審査請求は大阪府では、2019年から2022年の間に答申を発出した事案では、諮問から答申まで平均412日、審査請求から裁決まで平均609日かかっています。大阪府を除く他府県の平均が諮問から答申が362日、審査請求から裁決まで542日かかっていることからみても大阪府がいかに長期間であるかがわかります。条例は改悪されましたが、簡易迅速な不服申立処理制度の趣旨にそって、迅速な処理を求めていきたいと思います。（有田）

審査請求の標準的な流れ（処分庁に対する審査請求の場合）



※実施機関の陳述と審査請求人口頭意見陳述の順番は前後する場合があります。

2025年12月17日事務局会議

1. 大阪IR株式会社が行っている事業の契約が随意契約で大手ゼネコンに発注されていることについて、情報公開の取り組みを行っていかうという確認を行い、大阪府に対して公開請求を行ったところ、25年10月31日まで公開決定の特例延長を行ってきました。24年9月2日に不作為であり違法であるとして審査請求を行いました。ようやく10月31日付で公開決定通知と部分公開決定通知を送付してきました。(2～5ページ参照)
2. 大阪府では、情報公開について、北摂・北河内などのブロックごとに運用などについて会議を開催しているようである。守口市に「令和7年7月開催の北河内ブロック情報公開・個人情報保護担当者会議に係る議題及び各市回答文書。」を公開請求したところ、12月12日公開決定通知書が届き、メール添付で公開された。
3. 一昨年9月に亡くなられた当会前事務局長 江菅 洋一さんの追悼集を当ネットワーク事務局で扱っています。1冊500円(郵送の場合640円)です。
4. 野村孜子さん追悼集「オバサン最高裁に行く」を刊行しました。メールにて申し込みください。非売品ですがカンパとして一口1000円をお願いいたします。
6. 「大阪府下自治体情報公開条例バリアフリー度」を刊行しました。
これまで実施した取組み(2017・2019・2020年)の取りまとめを編集して冊子化、150部を印刷、ブックレットにして、大阪府内の自治体に送付するとともに会員の皆様に活用してもらおうことにしています。非売品ですがカンパとして一口1000円をお願いいたします。
7. 市民オンブズマン創設メンバーでもある井上善雄弁護士の追悼集が作成中です。
8. 今年の市民オンブズマン全国連絡会議総会は、10月25日～26日に大阪市内ドーンセンターで行われました。

次回事務局会議:2026年1月12日(月) 13:30～ 市民オフィス